

9月20日～26日は動物愛護週間です

動物愛護週間は、動物の愛護と適正な飼育についての理解と関心を深めていただくために「動物の愛護および管理に関する法律」に基づいて設けられたものです。

犬にはしつけを

しつけは、人間と犬が同じ社会でうまく暮らしていくために不可欠なものです。犬を飼う方は、近隣への迷惑も考えなければなりません。きちんとしつければ無駄吠えをしなくなります。

散歩の際にはリードをつけましょう。犬の苦手な方には怖く感じ、ほかの犬とケンカしたり咬みつきの事故の原因にもなりかねます。

また、散歩中にした糞は必ず持ち帰りましょう。



猫は室内飼いを

猫を外で飼うことは、近隣への迷惑だけでなく交通事故や猫同士のけんか、感染症など猫自身への危険もいつばいあります。

室内の環境を整え、室内飼いをしましょう。



不妊・去勢手術

不幸な「のら犬・猫」を増やさないため、繁殖を望まないなら、不妊・去勢手術をしましょう。手術をすると、性質がおとなしくなるほか、生

動物の遺棄・虐待は犯罪です

動物の遺棄・虐待は50万円以下の罰金、またみだりに殺したり傷つけたりすると1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

ペットは私たちに安らぎを与えてくれる一方、生態や習性を理解した適切な飼育が必要です。飼い主は人と動物との共生に配慮しつつ、愛情と責任を持って適正な飼育管理に努めましょう。

お問い合わせ先

鏡野町役場 くらし安全課
電話(0868)54-2780

平成24年

秋の交通安全県民運動の実施について

9月21日(金)から9月30日(日)までの10日間、「平成24年秋の交通安全県民運動」が県下一斉に展開されます。

また、9月30日(日)は、「交通事故死ゼロを目指す日」です。ドライバーの方はもちろん、県民すべての方々が、交通事故を起こさない、また交通事故に遭わないよう安全な行動に心がけましょう。

★スローガン

「交通ルール

守って広げる

無事故の輪」

◎最重点目標

「子どもと高齢者の 交通事故防止」

